

懲戒規程

平成 27 年 2 月 20 日制定
平成 28 年 7 月 15 日一部改正
令和 2 年 10 月 16 日一部改正
令和 5 年 2 月 17 日一部改正

理事会は、定款第 34 条に基づき懲戒規程を次のように定める。

(目的)

第 1 条 この規程は、会員に対する懲戒等について必要な事項を定め、もって倫理の保持高揚に資することを目的とする。

(公正の保持)

第 2 条 懲戒は、定款第 11 条及び本規程の定めるところにより、公正かつ適正に行われなければならない。

(懲戒)

第 3 条 会員に定款第 11 条第 1 項各号の一に該当する事実があるときは、代表理事（以下「会長」という。）は、総会の決議を経てこれを懲戒することができる。

(会員権の停止、除名)

第 4 条 会員が会費その他納入すべき負担金（以下「会費等」という。）を滞納し、かつ催告を受けてもなお納入しないときは、会長は、総会の決議を経て会費等完納までの間、定款第 11 条第 2 項第 2 号に規定する各権利を停止（以下「会員権の停止」という。）することができる。会員権の停止のうち施設利用権の停止とは、当協会における各種施設の利用権、行事への参加権及び情報の提供を受ける権利を停止することをいう。

2 会員が会員権を停止された日から 1 年以上の期間会費等を完納しないときは、会長は、総会の決議を経て除名することができる。

(懲戒の請求)

第 5 条 会員又は会員以外の者であっても、会員について懲戒の事由があると思料するときは、その事由を記載した書面に住所、氏名を付し押印し証拠書類等を添え会長に対して懲戒を請求することができる。

(懲戒の調査)

第 6 条 会長は、会員に懲戒の事由があると思料するとき又は前条による請求があったときは、懲戒請求の対象となった会員（以下「被請求者」という。）に対し、懲戒請求の事由に添

付書類の写しを添えて通知するとともに、綱紀委員会に対してその調査を命じ、その結果を理事会に報告させなければならない。

(事情聴取)

- 第7条 綱紀委員会は、必要に応じ請求者及び被請求者に対して日時及び場所を指定し、出頭を求め事情聴取を行うことができる。
- 2 出頭を求められた請求者及び被請求者は、指定された期日に出頭しなければならない。ただし、特別の事情があるときは綱紀委員会の承認を得て指定された期日の変更を求め又は出頭しないことができる。
 - 3 綱紀委員会は、被請求者が出頭しなくとも調査の手続きを進めることができる。

(実地検分、証言又は鑑定)

- 第8条 綱紀委員会は、当該事案の調査に関し必要があると認めたときは実地検分を行い、証言を求め又は鑑定を委嘱することができる。
- 2 会員は、正当な事由がない限り前項により求められた証言又は鑑定を拒むことができない。

(資料の提出)

- 第9条 綱紀委員会は当該事案の調査に関し必要があると認めたときは、被請求者、関係人及び会員に対して資料の提出を求めることができる。
- 2 被請求者及び会員は、正当な事由がない限り前項の資料の提出を拒むことができない。

(陳述又は弁護)

- 第10条 綱紀委員会は、定款第11条第3項に基づき、被請求者又は被請求者が弁護人として届け出た者に対し陳述又は弁護の機会を与えなければならない。ただし、被請求者及び弁護人のいずれも正当な事由なく出頭しない場合は、この限りではない。
- 2 前項の弁護人の数は2名以内とする。
 - 3 被請求者及び弁護人は綱紀委員会の指揮に従わなければならない。
 - 4 被請求者が弁護人を選任したときは、理事会に対し弁護人の住所、氏名を、弁護を行う5日前までに書面により提出しなければならない。

(再調査)

- 第11条 会長は、第6条に基づく報告を受けた場合において、その調査が不十分又は適切でないと判断したときは、理事会に再度調査を命じることができる。

(申立期間)

- 第12条 会長は、懲戒事由があったときから5年（以下、「申立期間」という。）を経過したときは、懲戒の手続きを開始することができない。ただし、以下に定める場合はこの限りでは無い。
- (1) 第13条第1項各号に該当する場合：当該手続が終了するまでは、申立期間の進行を停

止する。

- (2) 判決又は行政処分によって懲戒の事由に該当する事実もしくは判断が確定した場合：
申立期間の進行は中断し、当該確定のときから新たにその進行を始める。

2 前項各号が競合した場合、申立期間の中断を優先的に適用する。

(訴訟係属等)

第 13 条 会長は、懲戒事案が、次の各号の一に該当する場合、各号記載のときまで懲戒手続の開始を命じることはできない。また、既に懲戒手続を開始している懲戒事案については、懲戒手続を終了させることとする。ただし、懲戒手続を開始し、または続行させるべき特段の事情が認められる場合はこの限りではない。

- (1) 懲戒事案が、不動産鑑定評価その他不動産鑑定士（不動産鑑定士補を含む。）が不動産の価格について意見を記述した文書に関する内容である場合で、かつ、当該文書が係属中の民事訴訟手続、刑事訴訟手続、家事事件手続、民事調停手続、仲裁手続、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律に基づく裁判外紛争解決手続その他これらに準ずる法的手続（以下「民事訴訟手続等」という。）において同文書の証拠、意見等として提出された場合
- (2) 懲戒事案と争点の一部又は全部を同じくする民事訴訟手続等が提起または係属している場合
- (3) その他、前二号に類する状況にあると会長が認めた場合

(審議の継続)

第 14 条 会長は、懲戒手続に付された会員から退会の申し出があった場合においても懲戒手続が終了するまで継続して審議する。

(請求の取下げ)

第 15 条 第 5 条に基づき懲戒の請求を行った者は、理由を付した書面をもって会長に対して懲戒の取下げを申し出ることができる。

2 会長は、前項の規定に基づく取下げの申し出があった場合においても必要があると認めたときは、懲戒の手続を継続することができる。

(公告)

第 16 条 懲戒が決議されたときは、定款第 11 条第 4 項に基づき、会長は当該会員にその理由を付した書面をもって通知すると同時に、会員に対しその旨を速やかに公告しなければならない。

2 会長は、懲戒処分を行わないことになった場合においても、本人の申し出があったときはその審査結果の概要を適当な方法で会員に知らせなければならない。

(注意)

第 17 条 会長は、理事会が注意を相当と認めた場合に当該会員に対して注意を申し渡すこと

ができる。

- 2 会長は、総会で懲戒処分に該当しないと決議した場合であっても必要に応じて当該会員に対し注意を申し渡すことができる。
- 3 前二項の規定にかかわらず、必要が生じた場合、副会長は当該会員に対し注意することができる。

(業者会員に対する懲戒)

第 18 条 会長は、不動産鑑定業者の業務に従事した不動産鑑定士又は不動産鑑定士補が懲戒処分の対象となった場合若しくは対象となるべき事態があった場合において、その業者の責めに帰すべき事由があるとき又は当該不動産鑑定士等の選任、監督に過失があるときはその業者についても懲戒することができる。

附 則

この規程は、平成 27 年 3 月 2 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 28 年 7 月 15 日から施行する。
- 2 定款第 11 条第 1 項第 5 号に規定される「その他懲戒すべき正当な理由のあるとき」を例示すれば、以下のとおりである。
 - (1) 資格・経歴等を詐称して入会の申し込みを行い、会員資格を取得した場合
 - (2) 入会後の資格・経歴等に変更が生じたにもかかわらず、故意に当協会への通知を懈怠した場合
 - (3) 依頼者から受諾した業務を正当な、又はやむをえざる理由なく懈怠し、その結果、依頼者に損害を被らせたとき
 - (4) 他の会員を正当な根拠なく誹謗・中傷したとき
 - (5) 私生活上の非行その他の理由により、刑罰、処罰、処分その他譴責を受けたとき
 - (6) 会員が公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会の会員でもある場合に、同会が定める定款・規則・規程等又は総会の議決に違反する行為、その他同会の目的に反する行為があったとき

附 則

この規程は、令和 2 年 10 月 16 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 2 月 17 日から施行する。